

◎新潟県告示第1085号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月29日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年9月20日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市国賀二丁目433番の6、433番3、433番3地先水路の一部、433番3地先道路の一部	5.00	28.87